平成 27 年 9 月 25 日

東京都下水道局 建設部 設備設計課

下水道主要機器品質認定における申請書類作成要領

1　申請書類の構成

新規申請、継続更新に必要な申請書類は、次表により構成されます。

番号	書　類　名	様　　式	備　　考
1	申請書類チェックリスト		
2	目次		
3	新旧対照表		継続更新時に提出してください。
4	品質認定申請書	様式第 1－1 号又は様式第 1－2 号	新規又は継続更新用
5	委任状	様式第 2 号	申請手続きを代行する場合は、提出してください。
6	会社概要調書	様式第 3 号	
7	稼働実績表	様式第 4 号	
8	下水道プラント等に納入した稼働中の現在の機器写真		
9	会社案内、経歴書等		
10	製品カタログ、技術資料等		
11	申請機器を製造、検査及び修理する工場の所在地及び案内図		
12	製造会社との委託契約書等		他社に委託している場合は、それぞれ提出してください。
13	検査会社との委託契約書等		
14	修理会社との委託契約書等		
15	フターサービス会社との委託契約書等		
16	アフターサービス体制表		
17	実用化技術の評価を受けた共同研究の終了報告書		提出は、東京都下水道局との共同研究による申請機器の場合に限ります。

2　申請書類作成上の注意事項

(1)　一般事項

ア　申請書類は、品質認定品目の申請機器ごとに作成してください。

イ　申請書類は、原則として A4 版縦、横書きとしてください。

ウ　申請書類は、日本語で作成してください。なお、原文が外国語表記の書類については、日本語に翻訳したものを別途添付してください。

エ　同一申請者が複数の品質認定品目の申請機器を申し込むとき、申請機器の製作者（設計）が同一であれば、会社概要調書、会社案内、経歴書等の内容が重複する書類については、申請機器 2 件目以降は省略してください。なお、省略した書類は、目次において省略した旨を記載してください。

オ　申請書類の綴り方

(ｱ) 申請書類は、A4 縦パイプ式ファイル（2 穴）に綴込みをしてください。また、10cm 以上の厚みとなる場合は、分冊としてください。

(ｲ) 背表紙には、機器番号、品目名、会社名を大きく記載してください（ラベルプリンターを用いる場合は、紙に貼り付けてください。）。なお、表紙は必要ありません（何も貼り付けないでください。）。

(ｳ) 書類ごとに中扉及びインデックスを設け、目次と対応させてください。

(ｴ) 品質認定品目の申請機器ごとに、1 項の申請書類の構成の番号 1 から 17 まで上から順番にファイルに綴ってください

(ｵ) 申請書類の提出部数は、1 部です。

(2) 書類ごとの注意事項

ア　申請書類チェックリスト

申請書類チェックリストは、必要事項を記入して提出してください。申請書類チェックリストの事項を満たしている場合に申請を受け付けます。

イ　目次

(ｱ) 目次は、様式を問いません。

(ｲ) (1)項エのとおり、省略した書類は、省略した旨を記載してください。

ウ　新旧対照表

継続更新の際は、前回申請時の内容と今回申請時の内容の変更点が容易に比較できる新旧対照表を作成してください。

エ　委任状

申請者に代わり申請手続きを代行できる者（申請代行者）は、次に掲げる該当する者のみ可能となります。その際は、必ず委任状を申請書類に添付して代行申請を行ってください。

(ｱ) 申請者の関連会社

(ｲ) 申請者と代理店契約にある者

オ　品質認定申込書

(ｱ) 新規に申請される方は様式第 1－1 号、継続更新される方は様式第 1－2 号を使用してください。

(ｲ) 「2 申請書類の構成」においては、添付した資料のみ記載し、適宜削除してください。なお、番号は連番で振り直してください。

カ　会社概要調書

(ｱ) 記載内容が 1 ページに収まらない場合は、対象項目に「別紙のとおり」と記載したうえで、次ページに記載してください。

(ｲ) 工場設備

① 「自社」、「関連会社」又は「他社」の別を必ず記入してください。また、関連会社の場合には、持株比率を合わせて記載してください。なお、他社又は持株比率が51%に満たない子会社等に部分的に業務を委託している場合には、委託契約書等が必要となります。

② 研究機関については、申請機器に関し該当する施設があれば記載してください。

(ｳ) 官公庁認定

申請機器が、地方自治体等において、当局の下水道用に限定した品質認定と同程度の機器製作者としての指定を受けているとき記載してください。

(ｴ) 緊急時体制

① 緊急連絡体制は、対応可能な部署の名称、所在地、エンジニアの配置員数及び電話番号を記載してください。なお、昼間、夜間、休日等で対応部署が異なる場合には、余白にその区分を記載してください。

② アフターサービスを関連会社又は他社に委託している場合は、その会社が関連会社又は他社であることを明記して、その旨を余白に記載してください。

キ 稼働実績表

(ｱ) 記載内容が1ページに収まらない場合は、対象項目に「次項に続く」と記載したうえで、次ページに記載してください。

(ｲ) 下水道主要機器品質認定品目仕様書（以下「仕様書」という。）でいう「下水道プラント」とは、一般的に地方自治体の管理する下水の処理施設（し尿浄化槽は除く）、又はこれらの施設を補完するために設けられるポンプ施設及びその他の施設を意味するものとします。なお、合併浄化槽設置整備事業、農業集落排水事業、漁業集落環境整備事業等により設置された施設、いわゆる下水道類似施設については、これに含めません。

(ｳ) 稼働実績は、原則として仕様書に適合したものに限りますので、十分検討してください。

(ｴ) 稼働実績は、次の①から③を上から順に記載してください。

① 該当する仕様で、東京都の実績があるものから

② 規模、能力、電圧等仕様の大きいものから

③ 設置年度が新しいものから（現在稼働しているものに限る。）

(ｵ) 1箇所の施設に容量の異なる複数の機器がある場合、容量ごとに台数を記載してください。

(ｶ) 納入先は、自治体名称、施設名称、担当部署名、所在地、電話番号等、必ず具体的な納入先を記載してください。

ク 下水道プラント等に納入した稼働中の現在の機器写真

(ｱ) 写真は、仕様書に適合した機器が実際に稼働している申請時点の姿を撮影したものとします。特に、納入場所の特定、機器設置状況及び機器銘板が確実に確認することができ、現在の状況を把握するのに十分な枚数を添付してください。

(ｲ) 写真撮影は、2箇所以上の下水道プラントとします。ただし、東京都下水道局との共同研究による申請機器の場合には、1箇所以上の下水道プラントとします。

(ｳ) 写真は、デジタルカメラにより撮影し、A4縦普通紙に2枚ずつ貼り付けてください。

ケ 会社案内、経歴書等

(ｱ) 会社案内、経歴書等は、カタログ類でも構いません。

(ｲ) (ｱ)項に定める他、組織図、全体従業員数、各部門別従業員数を添付してください。

(ｳ) 申請機器に対する設計、製造、検査、修理及びアフターサービスに関する組織体制については、詳細かつ正確に記入してください。

コ　製品カタログ、技術資料等

(ｱ) 製品カタログ、技術資料等は、申請機器を設計、製造、検査及び修理する能力を有することを客観的に証明するものであるため、適切な資料を提出してください。

(ｲ) 品質認定品目によっては、取扱説明書を技術資料として認められない場合があります。そのため、次に例示する資料等を提出してください。

① 設計については、設計図面等で、申請者が自ら設計していることを証明する必要があります。実績として記載した機器のうち、容量の大きなものから 2、3 箇所の外形図、機器仕様書、フロー図、システム図のほか、申請対象の品質認定品目に関する設計上の技術資料を添付してください。

② 製造については、製造に関する社内規格、カタログ、パンフレット等の印刷物を提出してください。製造を委託している場合も、委託契約書等に加えて委託先工場での資料が必要となります。また、製造工程が ISO9000s の認証を取得している場合は、その写しを提出してください。

③ 試験・検査については、品質管理工程表、社内基準値、試験及び検査要領書等を提出してください。また、試験・検査工程が ISO9000s の認証を取得している場合は、その写しを提出してください。

④ 修理については、社内基準値、修理要領書、修理体制等を提出してください。修理を委託している場合も、委託契約書等に加えて委託先工場での資料が必要となります。また、修理工程が ISO9000s の認証を取得している場合は、その写しを提出してください。

(ｳ) 申請機器の機能については、稼働から 2 年間の保証ができる資料を提出してください。

サ　委託契約書等

製造、修理、アフターサービスを他社に委託している場合は、品質管理等に技術的に関与していることが必要であり、このような関係を証明する資料を添付してください。

また、検査を他社に委託することも認められますが、この場合にも申請者が責任をもって委託先の試験・検査体制に関与していることが必要であり、このような関係を証明できるような資料及び自社の検査基準等の資料を提出してください。

シ　アフターサービス体制表

アフターサービス体制表は、定常時、事故・故障時等に対応するための緊急時（昼間、夜間、平日、休日等に適宜区分する。）に分けて記載し、員数や資機材の調達方法等について、具体的に記載してください。なお、員数については、設計、製造、検査、メンテナンス等の各技術部門で緊急時に速やかに対応できる担当者数を記載してください。

ス　実用化技術の評価を受けた共同研究の終了報告書

当局との共同研究による申請機器の場合は、実用化技術との評価を受けた報告書の写しを提出して下さい。